　教私第1584-2号

令和４年６月27日

各私立幼稚園設置者　様

各私立認定こども園設置者　様

大阪府教育庁私学課長

令和４年度 大阪府教育支援体制整備事業補助金

に係る事業の追加募集について（通知）

標記について、国庫補助金を財源とする大阪府教育支援体制整備事業補助金に係る事業の追加募集を行います。

つきましては、令和４年度において、当該事業を新たに実施(または実施を予定)する園は、下記のとおりご回答

いただきますようお願いします。　※本補助金の趣旨や要件等を全てご理解いただいた上で、ご回答ください。

記

１．募集事業

・園務改善のためのICT化支援事業 ２次

２．補助対象期間

令和４年４月1日～令和５年３月31日

３．意向確認

　当該事業を実施し、本補助金を活用する意向がある場合は、次のとおりご回答ください。

※ご回答にあたっては、必ず別紙の内容をご参照ください。

　※期限までに［意向がある］旨のご回答がない場合、今後いかなる場合であっても、当該事業への申請はできません。

　　（［意向がある］旨のご回答をいただいたあと、ご辞退いただくことは可能とします。）

　（１）回答方法：　**インターネット申込み**

<https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input?tetudukiId=2022060102>

（２）回答期限：　**令和４年７月４日（月曜日）17時00分**

※期限を超えての回答は一切受け付けられませんのでご注意ください。

３．今後の予定

　本意向において、［意向がある］旨のご回答をいただいた場合は、以下の手続きが今後発生します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業計画 | ⇒ | 内示 | ⇒ | 交付申請 | ⇒ | 交付決定 | ⇒ | 実績報告 | ⇒ | 額の確定  （支払い） |
| 府 | 府 | 園（法人） | 府 | 園（法人） | 府【R5.5】 |

※今後の当該事業に係る諸手続きに関するお知らせ等は、大阪府ホームページへの掲載またはメールにて行います。

　　　なお、メールは、本意向確認の回答(インターネット申込み)時にご入力いただくメールアドレスあて行います。

ご入力いただいたメールアドレスに誤りがある場合や、配信不能となる場合、その他要因により送信したメールを

各園(法人)にてご確認いただけない場合、当課では責任を負いかねますのでご了承ください。

【担当者】　　大阪府教育庁私学課　幼稚園振興グループ　　担当： 高山、小木曽

　　　　　　　電話： 06-6210-9273　　メール：[shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp)

**別　紙**

**令和４年度 大阪府教育支援体制整備事業補助金に係る事業の追加募集について**

　（令和４年６月27日）

**園務改善のためのICT化支援事業 ２次**

|  |
| --- |
| 対象事業者  施設類型：　幼稚園・幼稚園型認定こども園  設置者種別：　学校法人  ※実態として園児が在籍していない施設や、休園等で園としての活動実態がない施設については補助対象外です。  　 ※令和３年度において「園務改善のためのICT化支援事業１～3次」の内示を受けた園も対象です。  　 ※令和４年６月10日付け教私第1584号において「園務改善のためのICT化支援事業」へ意向ありの旨を回答  いただいた園も対象です。  交付基準額  　 １園あたり100万円  補助率  　 府(国) 3/4　　※現時点での予定です。国の動向によっては変更する可能性がありますのでご了承ください。  補助対象期間  　 令和４年４月１日～令和５年３月31日  補助対象経費  　 ア）幼稚園教諭の事務負担軽減を図るための支援システムの導入  　 イ）コロナ禍においてニーズが顕在化したＩＣＴ環境の整備に必要な経費  　 上記のうち、次の①②に該当する経費を補助対象経費とします。  ① 補助対象期間内に発注し、納品及び支払いが完了するもの  ② 購入費、改修費、リース料、保守費、端末設置や通信環境整備にかかる工事費、通信費等  　 なお、個人の立替払いや代理購入等、園(法人)が支出したことを確認できない経費は補助対象外です。  ［例］※FAQにはより具体的な例を掲載していますので、必ずご確認ください。  ◆幼稚園教諭の事務負担軽減を図るための支援システムの導入費 及び  コロナ禍においてニーズが顕在化したICT環境の整備に必要な経費とは・・・  ・指導要録等の書類作成業務や園児の登降園管理を効率化するシステムの導入  ・預かり保育や幼児教育・保育の無償化に係る事務のICT化  ・保護者との連絡や情報共有を効率的に行うためのアプリの導入  ・教員研修や保育参観、小学校との交流事業等をオンラインで行うためのICT環境整備  ・保育動画の配信を行うためのICT環境整備　　　　　等  ≪留意事項≫  ・リース料、保守費等は申請年度に係る費用のみ対象です。既に導入済のシステムや端末等に係る費用は対象外です。  　・園務改善に資するICT化にあたり最低限必要となるパソコン・タブレット等の備品、附属品や消耗品の購入費も  対象です。ただし、具体的な使用目的や必要性があり、教育の質の向上に直接的に資することを説明いただける  場合に限ります。  ・Wi-Fiルーター設置等の通信環境の整備に係る経費も対象です。ただし、大規模な改修工事を伴う場合は対象外と  します。  ・本事業の目的に沿わない経費や、根拠資料が不足している場合等、補助対象経費であることが客観的に確認できない  ものは、補助対象外とします。  　・経費の効率的な執行の観点から、2社以上の見積もり等により価格を比較したうえで支出することが望ましいですが、  園の規則等により適切に判断し支出してください。  　・支出の根拠となりうる資料は、すべて園で保管してください。  　・令和４年６月10日付け教私第1584号における「園務改善のためのICT化支援事業」と本事業のいずれも活用  　　する場合、対象経費の重複や按分は認められません。  交付する額の上限  　 次の算式により算出した額を交付額の上限とします。（千円未満切捨）  算式： **（[交付基準額] または [補助対象経費の総額] のいずれか低い額）× 補助率** |